

小郡市建設工事中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小郡市会計事務規則第43条第3項第3号の規定による中間前金払の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 中間前金払の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 1件の請負代金額が500万円以上であること。
- (2) 既に前払金を支出していること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(対象経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(割合等)

第4条 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(部分払との併用)

第5条 中間前金払は、部分払と併用できないものとする。ただし、2ヵ年度以上にまたがる契約にあっては、各会計年度末における部分払はできるものとする。

(認定方法)

第6条 中間前金払の認定については、中間前金払の請求をするため、認定を受けようとする請負者から、中間前金払認定請求書(様式第1号)及び工事履行報告書(様式第2号)を発注者へ提出させるものとする。

2 発注者は、請負者から中間前金払に係る認定の請求があったときは、工事履行報告書により、第2条に規定する要件を満たしているか確認を行い、認定結果を中間前金払認定調書(様式第3号)により請負者へ通知するものとする。

(認定及び支払の期間)

第7条 中間前金払に係る認定の請求があった場合は、当該認定に当たって、請負者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から7日以内に認定結果の通知を行うものとする。

2 中間前金払の支払請求があった場合は、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うものとする。

(保証証書)

第8条 請負者から中間前金払についての請求を受ける場合は、工期末を保証期限とする保証事業会社の保証証書を請求書と併せて提出させるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に公告、指名通知または見積り合せ通知を行ったものから実施する。